

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	図書館資料の複写
根拠法令及び条項	那覇市立図書館条例施行規則第12条第2項
審 査 基 準	
那覇市立図書館条例施行規則第12条に該当することを基準とする。 ※基準条項・根拠条項 (資料の複写) 第12条 図書館資料は、著作権法(昭和45年法律第48号)に定められた範囲内で、複写をすることができる。 2 前項の規定により複写をしようとする者は、所定の事項を記載した複写申込書を館長に提出しなければならない。 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる資料は複写することができない。 (1) 他の図書館から借り受けた資料 (2) 複写により、損傷するおそれのある図書館資料 (3) その他館長が指定する図書館資料 4 複写に要する経費は、複写しようとする者の負担とする。 5 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写の申込をした者がその責めを負うものとする。 ※ただし、上記の第12条第3項第1号については、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に基づく取扱いを行う。 ※ただし、上記の第12条第3項第3号については、複写申込書提出を受けた際、館長が判断し指定する。	
標準処理期間	即日
所管部署	生涯学習部 中央図書館（098-917-3449）
更新日	平成27年4月1日